

# 近時の企業における 反社会的勢力対応の在り方 ～到達点の確認と新たな問題への対応～

矢田 悠 (やだ ゆう)

ひふみ総合法律事務所 パートナー弁護士・公認不正検査士

## 1. はじめに

### (1) 企業が反社会的勢力による被害を 防止するための指針公表から15年

現在の反社会的勢力排除の流れの画期となった「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）は、2007年6月19日に公表され、その後、丸15年が経過したことになる。

政府指針は、企業が反社会的勢力対応に取り組むに当たっての基本方針としての位置付けを有するものである。この政府指針公表以降、都道府県・市町村ごとに暴力団排除条例が制定され、また、民間企業においても特に金融機関等の規制業種や上場会社を中心に、いわゆる反社会的勢力排除条項（反社排除条項や暴力団排除条項とも言われる。）の導入が一般的となるなど、反社会的勢力排除の流れが加速した。司法の場でも、末端の組員による特殊詐欺被害の損害賠償を暴力団組長に対して求める、いわゆる「組長訴訟」<sup>1)</sup>における勝訴判決、工藤会組長死刑判決（福岡地裁令和3年8月24日）

など、こうした流れを後押しする判断が示されている。

実際、政府指針公表後、暴力団員数は減少の一途をたどり、過去10年間で構成員・準構成員合わせて6.32万人（平成24年）から2.41万人（令和3年）へと大幅にその規模が縮小するなど、我が国の反社会的勢力対応は相当な成果を挙げている（**図表1**）。

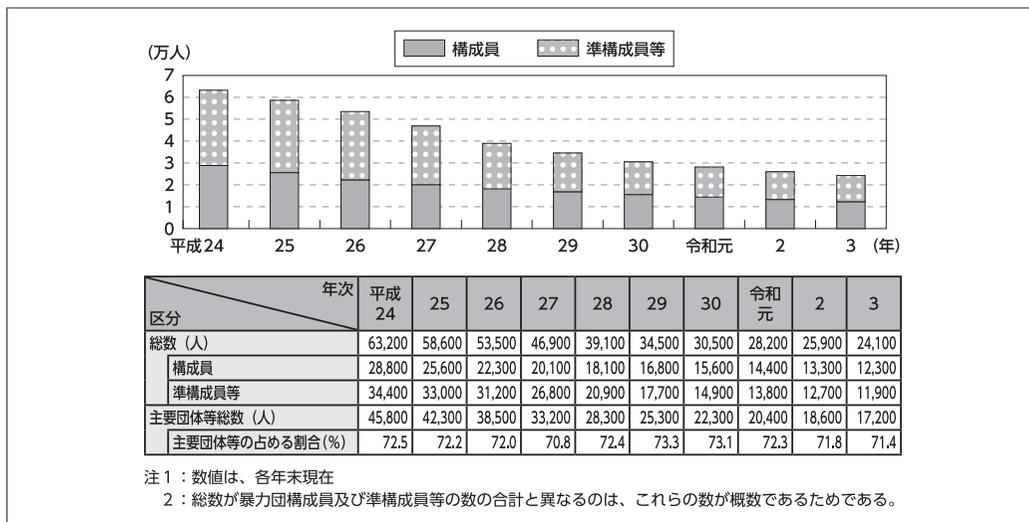
また、この過程において、法的にも実務的にも様々な問題が整理され、ノウハウが蓄積されてきている。関係各位の努力により、反社会的勢力対応は、特に金融機関や上場会社、一定規模以上の非上場会社においては、ポジティブな意味で「ルーティンワーク化している」<sup>2)</sup>と評してよい成熟した状況を迎えつつあるように思われる。

### (2) 新たな課題の登場

一方で、近時は、反社会的勢力の潜在化が指摘されており、こうした潜在化への対応が反社会的勢力対応の新たなテーマとなっている。

また、反社会的勢力との関係を疑われ

図表1 暴力団構成員及び準構成員等の推移



出典：「令和4年度版 警察白書」126頁

た企業が、反社会的勢力対応の「成果」として、取引先からの取引拒絶や許認可の取消し等により窮境に陥る事例や、暴力団離脱者（元組員）が正業に就けず、犯罪に手を染める事例など、排除の「その先」にも目配りしなければならない状況が生じている。

本稿では、反社会的勢力対応が一応の成熟化を見せた現状において企業が社会から求められている取組についてごく簡単に確認した後（後記2.）、新たな課題とそれらへの対応（後記3.）について、一般の事業会社を念頭に置きつつ、先行する金融機関の検討や取組も参考にするなどして概説する。

## 2. 企業が社会から求められる反社会的勢力対応の取組（現状の確認）

### (1) 法的な位置付け

#### ——内部統制システム構築の一環

会社法は、株式会社のうち全ての大会社に内部統制システムの構築の基本方針の決定を義務付けているところ（会社法362条5項・4項6号等）、定めるべき基本方針には、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則100条1項2号等）等が挙げられている。反社会的勢力と関係することが企業に与える有形・無形の損失については改めて述べるまでもないところであり、企業（とりわけ大会社）は、反社会的勢力排除に向けた取組に不備があれば内部統制システム構築義務違反の責任を問われかねないことを今一度確認する必要がある<sup>3)</sup>。

## (2) 具体的に取り組むべき内容と留意点

企業の中でも、とりわけ金融機関に対しては、反社会的勢力への資金支援やマネーロンダリングを防ぐ観点等から、特に強く反社会的勢力排除が求められている。最高裁は、金融機関について「本件指針（注、政府指針）等により、反社会的勢力との関係を遮断すべき社会的責任を負っている」と判示している<sup>4)</sup>。こうした社会の期待を踏まえ、また、2013年に発生した、みずほ銀行の提携ローン問題をも踏まえて、各金融機関の取組は一層高度化している。警察や各種自主規制団体と連携したデータベースの構築を行い新規口座開設を水際で防止し、また、既存口座についても口座の解約を進めるなどの体制を既に整えており、いわば反社会的勢力排除への業界標準が整った状況にあると言える。

これに対して、一般の事業会社においてはその取組の程度には会社ごとに幅があらう。規模に応じて反社会的勢力と接する機会も異なれば、対応に割けるマンパワー、インフラなども異なる。何より、業態や行っている取引の内容ごとに、反社会的勢力と取引を行うことがこうした勢力を助長することになるのかという点（当該企業の取引における反社会的勢力排除の必要性）は大きく異なる。したがって、本来、どの程度の取組を行うかは個別に検討する必要があるが、現在の最大公約数的な実務とその留意点を指摘すれば、次のとおりである。

### ① 反社排除条項の導入の徹底、

既存取引における漏れ・抜けの防止、  
内容の確認

新規契約に当たっては反社排除条項を規定する必要がある。このような実務は、一定の規模以上の事業会社の契約実務においては十分定着してきているように思われる。

もっとも、古い契約書をいまだに更新し続けている場合や、支店単位で一定の契約締結権限を認め、法務部門が関与しない契約書が存在する会社などでは、反社排除条項の締結が漏れていることがある。また、条項の内容が不完全で、実際の使用に堪えないことがある。例えば、「反社会的勢力」とのみ記載し、その定義が詳細に規定されていないような条項をいまだに目にすることがあるが、こうした規定では実際に契約相手が当該条項に該当する者であることを主張・立証することに困難が生じ得る。

なお、約款を利用した取引において、事後の（企業側の一方的な）約款変更時に反社排除条項を設けることで当該条項に基づく解除が有効となるかについては、長らく論点であった（いわゆる反社排除条項の遡及適用の問題）。もっとも、この点については、金融機関の預金取引に関して福岡高裁平成28年10月4日判決等がこれを有効と判断し、上告審（最高裁平成29年7月11日決定）においても顧客側の上告が棄却され確定している。この裁判所の判断は一般の事業会社の約款取引にも適用可能と思われ、有用である<sup>5)</sup>。

## ② 事前審査時の反社チェックの実施

反社排除条項は、企業が取引を開始した後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合にこれを排除するためのものであるが、実際に取引を開始した後の排除は、最終的にそれが可能だとしても、相手方との交渉、場合によっては裁判手続を経る必要があるなど相当な労力を伴うことがある。したがって、契約を締結するか否かを各企業が自由に選択できる（いわゆる契約自由の原則が妥当する）事前審査時に、水際で取引を止めることが実際には最も有効な反社会的勢力排除の手段となり得る。

この点について、事業会社では、（大企業で自前のデータベースを有しているところもあろうが）インターネット検索や電子化された新聞記事検索などの簡易な方法で実施している会社も多いものと思われる。こうしたチェックを十分に行うことにマンパワー上の困難がある場合、近時は、比較的安価に反社チェックツールを提供するインターネット企業も複数社見られることから、こうした企業のサービスを利用することも一案である。また、一段チェックを深めるためには、各種の業界団体や各地の暴力団追放運動推進センター、特防連（警視庁管内特殊暴力防止対策連合会）に入会することにより反社会的勢力の動向に関する情報提供を受けることも考えられる。

さらに、特に代表者や担当者の風体などから反社会的勢力であることの懸念が強い相手については、信用調査会社の利用や、一定の労力は要するものの、警察への照会といった手段を利用することも

検討すべきである。この点も含め、「事前審査」に関しては、いわゆるリスクベース・アプローチの考え方を意識する必要がある。すなわち、全ての取引先につき一律に同程度のチェックを実施するのではなく、取引の規模、特性、対象となる取引先の性質等から反社リスクの高低を見積もり、審査の深度を上下に調整することが適当である。なお、実務上、反社会的勢力の疑いが残るものの確信には至らず、取引の開始に至る事案も生じ得るが、リスクベース・アプローチの観点からは、こうした事案においては、次に述べる「中間管理」を他の顧客よりも厳格に行うことで、リスクに見合った対応を実施することになる。

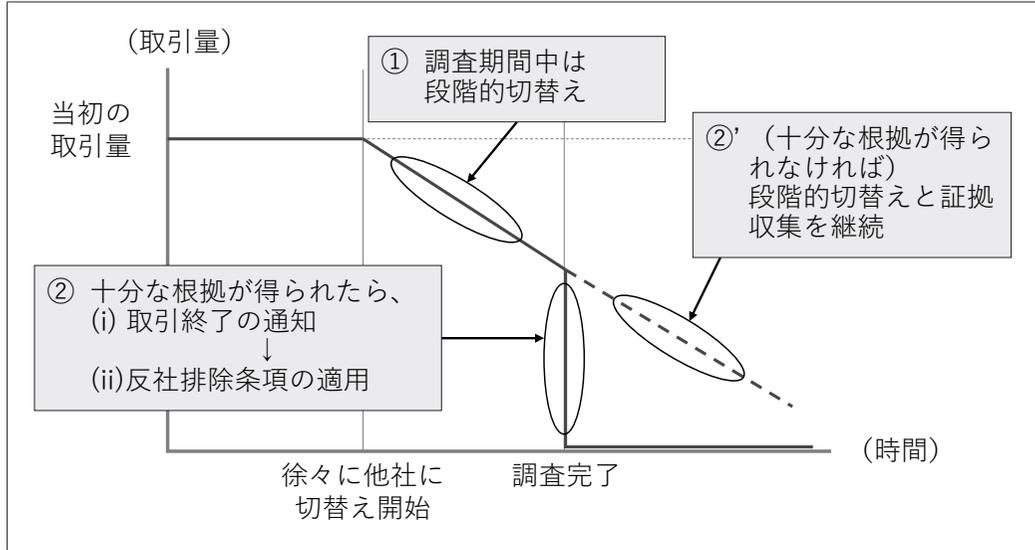
## ③ 中間管理

反社チェックは、取引開始時のみで終わるものではない。当初は正常であった取引先が後に反社会的勢力に取り込まれる場合や、事前審査時には把握できていなかった情報が後に判明する場合もあることから、一定期間ごとに、また、取引先に異変があれば随時に再度チェックを実施するといった形で、いわば「中間管理」を行う必要がある。前述したリスクベース・アプローチの観点からは、「中間管理」に関してもリスクの高低に応じて再審査の頻度や深度を変えることが適当である。

## ④ 現に直面した場合の毅然とした対応

最後に、当然であるが、実際に取引相手に反社会的勢力やそのおそれが高い先が含まれることを認識した場合には、毅然として関係遮断に向けた対応を進める

図表2 継続的な取引関係から関係遮断までのイメージ図



必要がある。

取引関係が単発、あるいは短期間のものであれば、取引関係を積極的に継続しないことで比較的容易に排除を達成することができる場合もあるが、長年継続に行ってきた契約についてこれを打ち切るような場合、相手方（反社会的勢力と懸念される相手）からは相当の抵抗が予想されるし、自社においても直ちには代替の取引先を見付けられないことから取引終了を躊躇してしまうようなことも想定される。こうした場合、弁護士等とも相談の上、腰を据えて一定の時間をかけた「プロジェクト」として関係遮断に向けた対応を実施する必要がある。

例えば、反社排除条項を適用するのに十分な証拠はあるか、証拠はあるとしても最初からそれを突き付けるのがよいか、取引遮断による経済的なリスク・不利益に対するケアができていないか等について検討しつつ、証拠収集と取引先の切替えを進め、あるタイミングで取引終了の通

知を行うといった対応が考えられる（相手の心理的な反発を避けるため、まずは他の理由による取引終了を試みて、相手が応じない場合に、反社排除条項に言及することが多いものと思われる。）（図表2参照）。

どのように排除を達成するかは個別事案ごとに様々であるため、本稿でこれ以上詳述することはしないが、反社会的勢力であることを認識したにもかかわらず取引を継続すること自体が、反社会的勢力への利益供与と見られるおそれがあることを念頭に置き、迅速な対応に努める必要がある。

### 3. 新たな課題とそれらへの対応

以上、企業に求められる反社会的勢力対応についてごく簡単に解説したが、以下では、近時新たに指摘されている課題とその対応について、何点かトピック的に触れていきたい。

## (1) 反社会的勢力の潜在化への対応

### ① 行為要件、事前審査による判断の

#### 一層の重要化

冒頭でも少し触れたとおり、近時は、外部からも分かりやすい「暴力団」という形を取らない「半グレ」等の準暴力団<sup>6)</sup>の活動の活発化など、反社会的勢力の潜在化が指摘されている。こうした半グレ等は、反社排除条項の対象として掲げられた「暴力団」には直接該当しない。反社会的勢力に関する最も信頼性の高い情報ソースである警察照会は、暴力団構成員を対象とするものであって「準暴力団」、「半グレ」への該当性についての回答は得られない（そもそも何をもって「準暴力団」、「半グレ」と言うか、その外延は曖昧である）。

こうしたことから「暴力団」、「暴力団関係企業」等のいわゆる「属性要件」を理由とした排除が困難である事案が、今後ますます増えていくことが予想される。こうした事案においては、反社排除条項に定められたもう一つの要件、すなわち、暴力、不当要求、脅迫等を理由とする排除を定めた「行為要件」の活用を従前以上に積極的に検討する必要がある。この点、一般的な反社排除条項における「行為要件」は会社に対して向けられた不当な行為に対するものを想定しているのに対して、第三者に対するものであっても該当するように条項の内容を変更する、あるいは、一般的な条項には記載されていないものの、自社において許容できない行為を特に列挙するなどして、行為規範をより活用しやすいものとすることが考えられる。

また、そうは言っても「行為要件」の認定もまた、「属性要件」の認定以上に難しい場合もあることから、「属性要件」や「行為要件」を充足すると明確には言えないものの、相当程度の疑いのある相手先について、事前審査において水際で予防的に排除する必要性も高まっている。

### ② 中間管理を重視した更なる規定の導入

#### （マネーロンダリング対応のヒントを得て）

反社会的勢力の潜在化への対応に関して参考になるのが、金融機関を中心に、近時、重要性が高まりつつあるマネーロンダリングに対する対応（AML：Anti-Money Laundering）である。国際機関であるFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）の相互審査を通じて各国の対策が厳格化しており、日本でも、2021年8月にFATFによる第4次対日相互審査の結果を受領し、ここにおいて問題となった不備事項を中心に、現在、法改正が進んでいる。

従来の反社会的勢力対応が、反社会的勢力に該当する者を発見し、取引の謝絶を行うことを重視した、いわば「ゼロかイチか」の発想に立っているのに対して、AMLにおいては、取引を行うに際して顧客や取引に関する情報を収集し、記録・保管し、取引の原資が犯罪による収益の疑いがある場合には当局に届け出るといったプロセスをも重視しており、「グラデーション」の発想がより強いと言える。

例えば、全国銀行協会は、普通預金規定に、顧客に対し提出期限を指定して各

種の確認や資料の提出を求め、期限内に回答が得られない場合や回答内容からマネーロンダリング等のおそれがあると判断する場合には、取引条件の一部制限等を行う場合がある旨（いわゆるマネロン条項）を規定すること等を推奨している<sup>7)</sup>。

翻って、反社会的勢力対応の文脈においても、こうした規定を設けることで、属性要件や行為要件に関する資料が不足しているために反社会的勢力であるとまでは確定できない顧客について、各種の確認や資料提出を求めることで、前述の中間管理をより充実させることができるし、資料提出を拒絶してきた場合にはそのこと自体を理由に排除するという選択肢も増えることになる。

こうした反社会的勢力対応へのAMLのグラデーションの発想の導入は、金融機関にのみ有効なものではなく、事業会社の反社会的勢力対応においても十分参考になるものであり、事業会社においても上述のマネロン条項に類似の規定の導入を検討してよいものと思われる。

## (2) 暴力団離脱者支援への配慮の必要性

暴力団の弱体化のためには、暴力団の経済活動からの排除と並んで、暴力団離脱者の社会復帰に対して支援を行うことで暴力団からの離脱を容易にし、暴力団員の絶対数を減少させることが有効な施策となる。こうしたことから、近年、暴力団離脱者の社会復帰の支援が重要な社会課題となっている。

こうした中、離脱支援との関係で問題となるのが、暴力団離脱者との間の各種

取引が反社排除条項に抵触しかねないという問題である。反社排除条項には、属性要件の中に「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」が含まれていることが一般だからである。

この点に関して、近時、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長は、社会復帰の基盤となる普通預金口座の開設に関して、以下の各項目を確認できた支援対象者については口座開設に向けた支援のための施策（警察から金融機関への一定の説明等）を行う旨を通知した<sup>8)</sup>。

- (1)暴力団から離脱していること
- (2)警察又は都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の支援により協賛企業に就労していること
- (3)離脱者及び協賛企業が警察等の行う取組に同意していること
- (4)支援が妥当でない事情がないこと

同通知のいう支援対象者は、警察が暴力団から離脱し、社会復帰に向けて真摯に取り組んでいると評価した者であると言え、金融機関としても、相当程度のスクリーニングが済んだ者として扱うことが可能となる。

一般の事業会社においては、直ちに過去の運用を見直す必要はないものの、取引の相手方が（とりわけ離脱から5年以内の）元暴力団員であることが判明しても、上記の議論や通知があることを認識して、相手方が更生に向けて取り組んでいるということであれば、普通預金口座開設の有無、更生に向けた取組等をヒア

リングするなどして個別に対応することが望ましい。反社会的勢力対応と言えば、これまでは排除一辺倒であったが、現在は、暴力団離脱者への支援が期待されることもある点に留意が必要である。

### (3) 反社会的勢力との関係が疑われた 場合の対応

#### ① 反社会的勢力との関係が疑われた 場合のリスク

反社会的勢力排除の流れの裏面に企業法務の新たな問題として立ち現れるようになったのが、反社会的勢力との関係が疑われた場合の対応（反社嫌疑解消）<sup>9)</sup>である。

近時、暴力団を始めとする反社会的勢力の活動領域は、薬物や賭博といった伝統的資金源にとどまらず、組織的な詐欺、窃盗等の犯罪や、一見、合法的な経済取引など多様化しており、企業が反社会的勢力とは気付かず取引を開始してしまうリスクは高まっていると言える。

また、オーナー系企業などでは、業容の拡大、取引所への上場等を経て、高度なコンプライアンスが求められる段階になっても、古くからのしがらみにより反社会的勢力との関係を十分に解消できず、法務・コンプライアンス担当者が頭を悩ませているとも聞く。

反社会的勢力との関係は、言うまでもなく企業にとって大きなリスクであり、一たび外部に発覚すれば、マスコミ報道等によりレピュテーションの低下を招くばかりか、金融機関・取引先からの取引打ち切りや、官公庁・地方公共団体などからの許認可取消・公共入札における指名

停止処分といった企業の存続自体を脅かす直接的なリスクをも生じさせかねない。上場会社の場合には、更に特設注意市場銘柄指定・上場廃止といった問題にもつながる<sup>10)</sup>。

記憶に新しいものとしては、2016年に起きた王将フードサービスの事案がある。王将フードサービスでは、2013年12月、当時の代表取締役が何者かに射殺されるという事件が起こり、それ以来、マスメディアを中心に、同社（とりわけ創業家）と反社会的勢力との関係が疑われるようになった。

2015年12月にも一部報道で代表取締役の射殺に特定の暴力団員が関与している可能性があるとの報道がなされるなど、この事件の影響が収まらない中、同社は2016年1月に調査委員会を設置し調査に乗り出し、同年3月には調査報告書を公表した。

#### ② 反社会的勢力との関係が疑われた場 合に企業が取るべき対応

それでは、反社嫌疑解消のために、企業はどのように対処すればよいのか。

この点について、近時は、企業が自ら（必要に応じて弁護士等の専門家の助力も得ながら）調査、反社会的勢力との関係の排除、再発防止策の策定等を行い、信頼回復を図るという手法が広まりつつある（**図表3**）。前述の王将フードサービスの取組もそのようなものの一つと言える。

従来、反社会的勢力を排除することが社会に向けた企業や各種団体の責務であることが強調され、反社会的勢力との関

図表3 反社嫌疑解消のためのステップ

- ①原因把握（嫌疑を抱いているステークホルダーへの問い合わせ・社内調査）
- ②原因除去  
（反社との取引打ち切り／反社と関係を有する株主・役員を排除／従業員の反社からの離脱等）
- ③反社嫌疑が解消されたことの確認と再発防止のための調査
- ④調査結果の公表・事後措置（更に完全な原因除去・再発防止）

係が疑われる企業についても、暗黙のうちに「疑わしきは排除すべし」との考えが強かったように思われる。しかし、単なる疑いにとどまる企業や、意図せず、あるいは、望まずに反社会的勢力と一時的に関係を持ってしまった企業についてまで一律に正常な取引関係から排除され、復帰のチャンスもないとなれば、当該企業は表立って反社会的勢力との関係解消に乗り出せず、その結果、当該企業を通じた反社会的勢力排除はかえって遅れることになりかねない。企業に反社嫌疑解消の手法を用意し、社会がこうした手法に理解を深めることは、結果として反社会的勢力排除を一層促進する方向に働くと言える。

### ③ 今後の展望

今後は、このような実務の更なる定着

が図られるとともに、①どのような水準で調査を行えば反社嫌疑解消が達成されたと言えるか（反社会的勢力という概念自体の外延が明確でないため、「反社会的勢力と一切の交際がないこと」の証明は困難）、②有効な調査手法の探求（例えば、現代の不祥事調査ではデジタルフォレンジックを利用した電子データの調査が多用されているが、反社会的勢力との交際についてこのような調査手法が有効か、また、特に中小企業にとって費用面で現実的か）、③嫌疑解消をどのように金融機関・取引先、官公庁・地方公共団体等のステークホルダーに受容させていくか（単に調査報告書を提示するだけで信用してもらえるか、何らかの制度的担保が必要か）といった点について、実務の集積と議論の深化が進んでいくことが望まれるところである。

### 【注】

- 1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）では、指定暴力団の組長は、組員が「威力利用資金獲得行為」により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと規定している（同法31条の2）。近年、この条項や民法上の不法行為に関する使用者責任の規定（民法715条）を活用し、暴力団組員の関与した特殊詐欺等について被害回復を図る訴訟が複数提起され、勝訴判決を得ている。最高裁第1小法廷令和3年3月11日決定。
- 2) 金融機関に関する文脈であるが、荒井隆男「金融機関による反社会的勢力対応のこれから」『銀行法務21』892号・1頁（2021年、経済法令研究会）。
- 3) 政府指針においても、「反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。」と

指摘されている。

- 4) 最高裁第3小法廷平成28年1月12日判決。
- 5) あくまで「取引約款」(いわゆる約款法理により、一定の要件の下で一方的な変更が可能)に関する判断であり、通常の契約書を用いた取引の場合、反社排除条項導入のためには相手方との間で新たな合意が必要である。
- 6) 暴力団のような明確な組織構造は有しないが、犯罪組織との密接な関係が窺われるもの。元暴走族、地下格闘技団体の元選手等を中核とするものが見られる(警察庁「令和4年版 警察白書」132頁)。暴力団対策法の適用がない。違法に獲得した資金を自らの風俗営業等に充てるなど、活発な経済活動を展開する者も多く、近年は、特殊詐欺や持続化給付金詐欺等で暗躍していると指摘されている。
- 7) 一般社団法人全国銀行協会「金融庁『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』を踏まえた普通預金規定・参考例について」(2019年4月4日公表)。
- 8) 令和4年2月1日付け「暴力団離脱者の口座開設支援について」(警察庁丁暴発第18号)。
- 9) 「ホワイト化」などとも言われる(竹内朗「グレーゾーン企業のホワイト化」『金融法務事情』2039号・44頁(2016年、きんざい))。
- 10) 近時は、上場会社による市場に対する情報開示に関して、金融商品取引法の改正においても、また、証券取引等監視委員会における開示検査(有価証券報告書等の法定開示書類の虚偽記載等に関する、課徴金納付命令発令のための検査)においても、数値面のみならず、定性的記述面にも着目する流れが強まりつつある。今後、事案によっては、反社会的勢力と交際があるにもかかわらず、そのことを開示していなかったことが、法定開示書類のリスクファクターの記述の虚偽記載又は重要事項の不記載として問疑される場面も生じ得よう。

## 略歴

### 矢田 悠 (やだ ゆう)

ひふみ総合法律事務所 パートナー弁護士(第二東京弁護士会所属)、公認不正検査士。

2007~18年森・濱田松本法律事務所、12~14年金融庁・証券取引等監視委員会。平時の体制整備から有事の危機管理、当局対応まで、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関連する業務を幅広く取り扱う。

近時の主な著作として、「不正調査における法的論点Q&A」(第1回~第3回)『会計・監査ジャーナル』2022年12月号~2023年2月号(共著、2022~2023年、日本公認会計士協会)、『逐条解説 FATF 勧告——国際基準からみる日本の金融犯罪対策』(共著、2022年、中央経済社)等がある。